平成２７年（フ）第４号
三重県志摩市阿児町神明687番地２
破産者　東賢島観光有限会社
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
三重県志摩市大王町波切1572番地
破産者　久保田尚美
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
滋賀県甲賀市信楽町江田445番地
破産者　有限会社信楽産業グリーンライン
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５０号
京都市中京区麩屋町通二条下ル尾張町225番地第二ふや町ビル501号室
破産者　株式会社コム・アソシエイツ
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
京都府相楽郡精華町光台９丁目４番地１
破産者　株式会社ハブインターナショナル
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３３号
島根県江津市都野津町2278番地２
破産者　佐々木　實
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第３３０号
岡山市北区七日市東町５番16号
破産者　久山　　豊
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５６号
岡山市北区大内田714番地１
破産者　有限会社ライジングセンス
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５７号
岡山県倉敷市西中新田382番地（パレーシャル片山１－102）、旧住所岡山県倉敷市宮前380番地39
破産者　岡本　祐子
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８２号
岡山市中区国富２丁目22番24号太陽ハイツ203号
破産者　岡田　敏雄
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３号
岡山県倉敷市新田3181番地７
破産者　株式会社クリスタル
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７９号
群馬県高崎市藤塚町154番地２
破産者　志田　武彦
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１２１号
群馬県高崎市浜尻町858　浜尻第３県営住宅Ｄ－149、住民票上の住所群馬県高崎市剣崎町217番地１　ピーナツハウス206号
破産者　飯塚　悦光
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５４号
群馬県甘楽郡南牧村大字羽沢74番地２
破産者　矢端恵美子
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１６２号
群馬県高崎市上並榎町1132番地１
破産者　時沢　　勇
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１６８号
群馬県安中市安中４丁目５番17号
破産者　山崎　　悟
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６６号
鹿児島県鹿屋市下堀町3000番地６　ホワイトコーポラス103号　（前住所　鹿児島県志布志市志布志町志布志2030番地１　慶京マンション103号）
破産者　加覧　昭徳
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５号
秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢199番地164、住民票上の住所秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢115番地
破産者　伊藤　康政
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３４号
秋田県山本郡八峰町峰浜坂形字上強坂35番地
破産者　川村布裕美
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部